

【要項 別表】枚方市教育委員会 パートタイム会計年度任用職員採用試験
職種案内（令和8年（2026年）4月1日付採用）

令和7年(2025年)11月
枚方市教育委員会

職種番号・職種名		採用 予定者数	資 格 要 件 (採用日の前日までに満たすことを要します。)
8	放課後児童支援員 (週25時間)	29人程度	次の①～⑤のいずれかの要件を満たす人。 ① 放課後児童支援員認定資格研修を修了した人。 ② 保育士資格（地域限定保育士（大阪府）資格を含む）、社会福祉士資格、教員免許のいずれかの資格を有する人。 ③ 高等学校卒業者等^{※1}であり、2年以上^{※2}児童福祉事業または放課後児童健全育成事業に類似する事業^{※3}に従事した人。 ④ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人。 ⑤ 大学等において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を卒業した人など^{※4}。 ※1 高等学校卒業者等 …学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した人、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた人若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した人（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した人を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した人。 ※2 2年以上 … 2年以上従事し、かつ総勤務時間が2000時間（1週につき21時間程度目安）以上あること。 ※3 放課後児童健全育成事業に類似する事業…放課後子ども教室や児童の遊びの場を提供する事業。（いわゆるプレイパークや民間学童など） ※4 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第3項第5号から第8号まで（次頁参照）に記載する要件を満たすこと。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）			
任用期間	令和8年(2026年)4月1日 から 令和9年(2027年)3月31日 まで ※ 勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。		
職務内容	① 留守家庭児童会室における児童の保育業務 ② 放課後オープンスクエアにおける児童の活動支援 ③ 小学校関係機関との連絡、連携、調整等に係る業務 ④ その他所属長が指示する事項		
勤務形態	① 勤務を要する日は、原則月曜日～金曜日の週5日勤務。 ② 勤務時間は、下記の開室時間の中でシフト制による勤務。（週25時間勤務） （留守家庭児童会室開室時間） 通常開室日 午後1時00分から午後7時00分まで 三季休業（春・夏・冬休み）等 午前8時00分から午後7時00分まで ③ 上記の他、午前には児童会室会議、職員研修や保護者懇談会への出席、三季休業期や土曜日は、長時間保育などの時間外勤務があります。 ④ 勤務を要しない日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）とします。 ※ 休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分。		
勤務場所	市内の総合型放課後事業実施校（市立小学校内 直営22校）のいずれか。 香里、明倫、津田、小倉、樟葉、五常、交北、招提、中宮、枚方、山之上、樟葉南、菅原東、蹠跏東、氷室、平野、桜丘、殿山第一、春日、川越、伊加賀、禁野 ※ 勤務先は選べません。		
報 酬 等	○ 報酬月額 166,190円 ～ 173,930円 （入職前の経歴に応じて、上記範囲内で、市が定めるところにより加算することがあります。） （参考）類似する職歴4年または29歳以上で上限報酬月額 ○ 期末・勤勉手当 76万円程度 ～ 80万円程度 （期末・勤勉手当は6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。） ※ 初年度の期末・勤勉手当については在職期間により割落としがあります。 ※ 交通費については要件を満たす場合に支給します。 ※ 条例改正等により変動することがあります。		

（次頁に続く）

休 暇	年次有給休暇：10日（勤続年数に応じて追加付与あり。※ 初年度は在職期間に応じて付与。） 特別休暇：夏季休暇、結婚休暇、看護休暇、短期介護休暇、親族死亡休暇、 交通機関事故休暇、証人等出頭休暇 等
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
所管課・ 問い合わせ先	枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課 TEL 050-7105-8201（直通） FAX 072-867-8131

【参考】枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

第13条第3項

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者